

## 自動体外式除細動器(AED)を貸し出します

### ▶AEDとは

通常の心肺蘇生法では対応できない心臓細動の発症時に、心臓に電気ショックを与え、正常な動きを取り戻すための医療機器です。



▲AED

▼対象▶市内で10名以上の市民が参加する営利を目的としないイベントの主催者 ▼条件▶医療従事者または普通救命講習受講者の配置 ▼使用料▶無料 ▼貸出期間▶7日以内 ▼申し込み▶希望日の前日までに、申請書に必要事項を記入のうえ直接または郵送・FAX・Eメールにて/申請書は地域福祉課で配布するほか市ホームページからダウンロード可 ▼貸出・返却▶市役所執務時間中に地域福祉課にて



※詳しくはお問い合わせください。

### ▼地域福祉課

☎23局3512 FAX23局3545

☎http://www.city.tahara.aichi.jp/  
✉fukushi@city.tahara.aichi.jp

TAX

## 税

### 固定資産税にかかる閲覧縦覧

4月から、平成26年度固定資産税の課税内容の確認のため「固定資産税税台帳の閲覧」「土地および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧」を行います。

### ▶固定資産課税台帳の閲覧

固定資産課税台帳の閲覧申請は、所有者のほか借地・借家人なども行えます。ただし、借地の方は当該土地、借家の方は当該土地および家屋に限ります。

また、固定資産課税台帳に記載されている事項の証明を取ることできます。

▼閲覧場所▶市役所税務課 ▼閲覧および記載事項の証明期間▶4月1日(火)から通年/土・日曜日、祝日および年末年始を除く/午前8時30分〜午後5時15分 ▼対象者/対象固定資産▶①固定資産税の納税義務者(代理人含む) / 当該納税義務に係る固定資産▶②土地について賃借

権その他の使用または収益を目的とする権利(対価が支払われるものに限る)を有する方/当該権利の目的である土地▶③家屋について賃借権その他の使用または収益を目的とする権利(対価が支払われるものに限る)を有する方/当該権利の目的である家屋およびその敷地である土地▶④固定資産の処分をする権利を有する一定の方/当該権利の目的である固定資産 ▼持ち物▶本人(同居の親族を含む)が閲覧する場合は、運転免許証・納税通知書など本人と確認できるもの/代理の方が閲覧する場合は、委任状と運転免許証など代理人自身を確認できるもの/借地・借家の方などが閲覧する場合は、権利関係を示す書面などと、運転免許証などの借地・借家人自身を確認できるもの

### ▶土地および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

土地縦覧帳簿および家屋縦覧帳簿を縦覧することにより、納税者が自分の土地・家屋の価格と、近隣の土地・家屋の価格とを比較することができます。

縦覧は無料ですが、写しの交付は行いません。

▼縦覧期間▶4月1日(火)〜6月

2日(月)/土・日曜日、祝日を除く/午前8時30分〜午後5時15分

▼縦覧場所▶市役所税務課 ▼対象者▶市内に所在する土地・家屋の固定資産課税納税者(代理人含む)

▼縦覧帳簿の記載項目▶①土地価格等縦覧帳簿(所在・地番・地目・地積・価格)▶②家屋価格等縦覧帳簿(所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格) ▼持ち物▶本人(同居の親族を含む)が縦覧する場合は、運転免許証・納税通知書など本人と確認できるもの

/代理の方が縦覧する場合は、委任状と運転免許証など代理人自身を確認できるもの ▼審査申出期間▶固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申し出は、4月1日から、納税通知書の交付を受けた日の翌日から3カ月以内

### ▼税務課

☎23局3510 FAX23局0180

DONATION

## 寄付

次の方からご寄付をいただきました。ご厚意に感謝します。

### \*ふるさと寄附金\*

▼1月27日、野中卒末広会様から金1632円。